

平成 25 年 5 月 1 日  
東京税関業務部

関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する  
政令について

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、同法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」により定められております。

今般、指定薬物(注)に現在指定されているものの中から、新たに2物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該2物質を麻薬として指定するため指定政令が改正されましたので、お知らせします。

公布日：平成25年4月26日

施行日：公布の日から起算して30日を経過した日(平成25年5月26日)

(別紙1：官報第6035号)

麻薬として指定する物質(別紙2参照)

- 1 化学名：[1-(5-Fluoropentyl)-1*H*-indol-3-yl](naphthalen-1-yl)methanone  
化学名字訳：[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン  
通称等：AM2201
- 2 化学名：[1-(5-Fluoropentyl)-1*H*-indol-3-yl](4-methylnaphthalen-1-yl)methanone  
化学名字訳：[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタン  
通称等：MAM-2201

(注)「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門  
(電話：03-3599-6338)

附則  
この政令は、二十六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年五月一日)から施行する。

財務大臣 麻生 太郎  
国土交通大臣 太田 昭宏  
内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第百二十八号  
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令  
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第一条中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。  
六十一 (一)五フルオロペンチル(一)H-インドル(一)ニール(ナフタレン(一)ニール)メタン及びその塩類  
六十二 (二)五フルオロペンチル(一)H-インドル(一)ニール(四)メチルナフタレン(一)ニール)メタン及びその塩類  
附則  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令

〇内閣府令第三十五号  
標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第百三十号)の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令をここに公布する。  
平成二十五年四月二十六日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

標準的な官職を定める内閣府令  
府令の一部を改正する内閣府令  
標準的な官職を定める内閣府令(平成二十一年内閣府令第一号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四項を次のように改める。  
4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣府令は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一 中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び総合特別区域推進本部に関する事務の処理を掌理するもの  
二 知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの  
三 郵政民営化推進本部に関する事務の処理を掌理するもの  
四 国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの  
五 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務の処理を掌理するもの  
六 TPP(環太平洋パートナーシップ)に関する主要関係会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、分野別チームを統括するもの  
七 前号の本部に置かれ、交渉チームを統括するもの  
附則  
この府令は、公布の日から施行する。

省 令

〇農林水産省令第三十二号  
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年四月二十六日  
農林水産大臣 林 芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令  
森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第八十九条の見出しを「(試験の区分及び回数)」に改め、同条中「は」の下に「次に掲げる区分ごとに」を加え、同条に次の各号を加える。  
一 林業一般  
二 地域森林総合管理  
第九十一条第一項中「試験は」を「第八十九条第一号の区分の試験は」に、同項第一号中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理(計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行うこと)を」と改め、次条第二項及び第三項において「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 第一項の規定は、第八十九条第二号の区分の試験について準用する。この場合において、同項第一号中「次のイからハまでのいずれか」とあるのは「ハ」と、「二年」とあるのは「五年」と、「同項第三号中「四年」とあるのは「七年以上」とに達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年」と、同項第三号中「六年」とあるのは「九年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年」と、同項第四号中「十年」とあるのは「十一年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年」と読み替えるものとする。

第九十二条第一項中「若しくは」の下に、前条の規定の適用については「を」を加え、同条第二項中「又は指導に従事した者は」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者は、前条の規定の適用については」に「試験研究、教育、普及又は指導」を「これら」の職務に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。  
第九十四条第一項第三号中「第九十一条第一項各号」の下に「同条第三項において準用する場合を含む。」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(森林法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
第二条 森林法施行規則第九十一条第一項一を「森林法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年農林水産省令第三十二号)による改正後の森林法施行規則(以下この条において「平成二十五年改正令」という。)(第九十一条第一項又は第三項)に「当該試験」を「森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験(以下この条において「試験」という。))」に改め、同条第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上に達するときは、森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、試験」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上であること。  
二 平成二十五年改正令第八十九条第二号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年以上であること。

規定の適用については「試験研究、教育、普及又は指導」を「これら」の職務に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。  
第九十四条第一項第三号中「第九十一条第一項各号」の下に「同条第三項において準用する場合を含む。」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(森林法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
第二条 森林法施行規則第九十一条第一項一を「森林法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年農林水産省令第三十二号)による改正後の森林法施行規則(以下この条において「平成二十五年改正令」という。)(第九十一条第一項又は第三項)に「当該試験」を「森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験(以下この条において「試験」という。))」に改め、同条第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上に達するときは、森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、試験」に改め、同条に次の各号を加える。

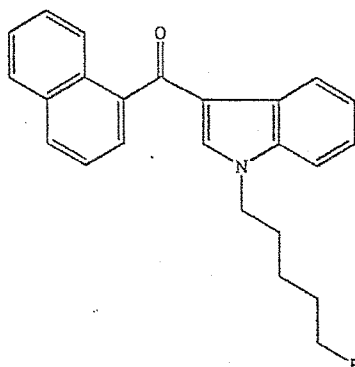
一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上であること。  
二 平成二十五年改正令第八十九条第二号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年以上であること。

第九十二条第一項中「若しくは」の下に、前条の規定の適用については「を」を加え、同条第二項中「又は指導に従事した者は」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者は、前条の規定の適用については」に「試験研究、教育、普及又は指導」を「これら」の職務に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。  
第九十四条第一項第三号中「第九十一条第一項各号」の下に「同条第三項において準用する場合を含む。」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(森林法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
第二条 森林法施行規則第九十一条第一項一を「森林法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年農林水産省令第三十二号)による改正後の森林法施行規則(以下この条において「平成二十五年改正令」という。)(第九十一条第一項又は第三項)に「当該試験」を「森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験(以下この条において「試験」という。))」に改め、同条第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上に達するときは、森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第九十一条第三項の林業普及指導員資格試験を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、試験」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が二年以上であること。  
二 平成二十五年改正令第八十九条第二号の区分の試験を受けようとする場合、平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに掲げる職務に従事した期間を計算した期間が五年以上であること。

## 麻薬として指定する物質

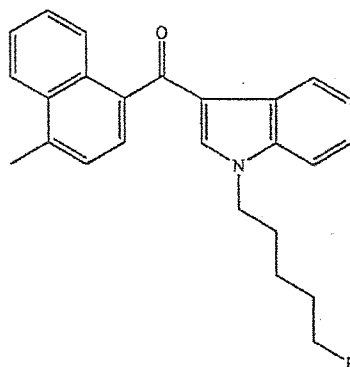
物質1  
構造式

化学名 : [1-(5-Fluoropentyl)-1*H*-indol-3-yl](naphthalen-1-yl)methanone

化学名字訳 : [1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン

通称 : AM2201

物質の概要 : 本物質は、麻薬 1-ナフタレニル(1-ペンチル-1*H*-インドール-3-イル)メタン(通称 JWH-018)と類似の化学構造を有し、麻薬である $\Delta^9$ -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質2  
構造式

化学名 : [1-(5-Fluoropentyl)-1*H*-indol-3-yl](4-methylnaphthalen-1-yl)methanone

化学名字訳 : [1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタン

通称 : MAM-2201

物質の概要 : 本物質は、麻薬(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1*H*-インドール-3-イル)メタン(通称 JWH-122)と類似の化学構造を有し、麻薬である $\Delta^9$ -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

注: 麻薬として指定する物には上記物質1並びに物質2の塩類及びこれらを含む物を含む。